

太宰管内志

筑後之七

上妻郡下 下妻郡

二九六〇一

和書門			
二九六〇一	二〇二	八二	冊架
類	號	函	架

和書			
二九六〇一	八二	冊架	文庫
類	號	冊架	文庫

内閣文庫	
番號	和 29601
冊數	82 (61)
函號	176 44



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



Blank page with a faint rectangular border and vertical lines, suggesting a ledger or table structure. The page is otherwise empty of text.

Blank page with a faint rectangular border, suggesting a ledger or table structure. The page is otherwise empty of text.

太宰管内志

筑後之七

上專郡下

筑前人伊藤常足編錄

○靈岩寺

島隱集上卷子和秋月種朝公題靈岩寺詩

采々峰巒雲半空上方蘭若翠微中知君飛駕春遊好紅

白花向連夜風

高僧行道轉頭空三十年來一夢中復憶香山老居士詩

成桂子落天風

壯年才氣戩摩空名出漢家華譜中殘夜鷄鳴人起早金

鞍拂露柳管風

明治十一年獻本

靈岩周泉上人赴洛次天固翁之韻送別

春遊我昔洛陽坡。情為送君添得多。星閣翠飛五雲上。姑
嶺麋鹿又如何。

筑後地鑑上卷。上妻郡靈岩寺。在山中。鹿子尾。邑瀨家沙門
住之。其間山瑞石禪師之遺事多。皆不可信。如救經山寺失火
是也。寺後有阻岩石數丈者。如磨立聳。空危險尤甚。指之曰瑞
石常坐禪于此高巔。故号曰坐禪石。前面如立。竿而昆虫不可
登。後背如馬脊。而与山連續。崎嶇旋折。實不可言。攀草根。押岩
角。匍匐而登之。臨下。瞑眩而怔忡矣。筑後志三卷。靈岩寺ハ
上妻郡鹿子尾村。ありて大瑞山と号。応永三十年松尾

太郎五郎久家と云。若始て建立。以瑞石和尚の岡基りして
寺田十町を寄附せといへども。筑紫氏の為に没收せしむる
近世梅林寺の子院といふとあり。又志純筆記といふもの
に。靈岩寺の岡山瑞石和尚を移らし。渡まりし時。茶と添と
の種を持来ありて。あはれに植し。事をいへり。後より引出て云
を見るべし。

○坂東寺

建保七年六月。記に。住進御宝前庭草可打事云云。坂東寺南
大門苗一丈鳥居云云。又旧記に。合坊地七十四ヶ所云云。
坂東廣福寺五十二ヶ所云云。又延暦寺政所下天台末寺

筑後坂東寺早自今以後可任院主所勘事右當寺者藥師如
未安置之砌山王推現影向之地也依為無緣靈場往古以來
檢所以下以上為院主一圓之沙汰余度々下知狀明鏡也然
早全次第傳領方自今以後無他妨可隨院主所勘之狀如件
寺宜承知勿違失敬以下觀應二年十月日修理權別當法眼
和尚位判部維那法橋上人位上座法眼和尚位寺主法橋上
人位以上四人名小寺主法師良雄此一人山門末寺
荒後國坂東寺中堂惠燈元七社御正齋事先例云云二品前
大僧正御坊御氣色執達如件貞和四年六月廿九日坂東寺
眾徒御中權少僧部判了當寺之事依為桓武天皇傳教大

師草創靈地從往昔被成下編言之由候必重而可令執奏候
今般零落之刻勸老若孫勤行等無怠慢樣可申觸事肝要候
也八月廿二日坂東寺成就院參花押粟田口宮坂東寺
之事依遠境樣鮓慥不相聞候自然寺家相違儀於有之者早
々可逐注進候即達獻聞自殿下至彼領主可致加下知候猶
宮内御法橋可申達候也七月十七日心真僧部花押此花押
宮内又荒繁廣門書日御寺内屋敷之事不依僧俗他所令
居住進退可為礙止候為御存候思々謹言九月十七日坂東
寺成就院參御同宿中廣花押了坂東寺領之事配分候本
坊分之内十所可立置候此由從其方到心真可般申渡候為
存知候了二月十八日坂東寺成就院御同宿中荒繁上
野从花押了あり人制札日禁制一坂東寺放火之重一監坊
狼藉之事一陣取花竹木剪伐之事右條々於相背者可般成
敗者也慶長五年拾月十五日加藤美作守花押了禁制一

當□軍勢甲乙之人等乱妨狼藉之事喧嘩口論之事山林竹
木採用之軍古條々於相背者可處嚴科者也慶長五年とある
了了く文書子近日至筑前下國之由途々雖勞煩之儀候近
頃目出珍重無申訂候仍作輕微之小袖五太刀一腰馬一匹
進之候運表祝儀討候將又此間者又兵上尉上著尤感悦斯
車候殊種々懇情之儀難申請候於委細者若坊可申進候猶
期上治之時候也りし二月廿四日田中兵部太輔殿子
追雖不存寄儀筑後國坂東寺之事青蓮院門跡為末寺之間
自然之儀万端被頼入之由相心得可申傳之旨候乍酌酌離
者故一筆如斯候りし二月廿四日田中兵部太輔殿花押
御宿所とあり御書上書子岩房寄附状子田中高三百五拾八石者高合百
四拾三石七斗九升四合石如田中代被下候間可有御所務
所如件元和七辛酉二月廿六日上專即坂東寺竹中米女正花

押々どあり社記子傳教大師草創坂東寺有有水山台宗青
蓮院門主之末寺也寺產上專即廣川庄七百七十町有之元
弘三年冬寺僧有諍論及合戰社頭寺堂不殘放火之其後肥
後守魚池氏豊後守大友氏再與之豊後入道宗麟廣川庄如
先規寄進之云云宗麟寄附福間名三十町筑紫上野火修補
社院小早川秀包至領久苗承悉没倒寺產今之寺產三百八
十石田中吉政之寄進也又筑後地鑑上卷子上專即有水山
坂東寺台宗之古梵宮也傳言桓武天皇御代創造傳教大師
基延曆年中建立本尊移中堂藥師其先曰光明寺安無量佛
堂遺趾藥師佛側西方高處今尚存矣西大門勸請無野三所

権現宮室櫻門葦表巍々然故太守田中公寄附寺田三百五
十八石云云東大門側有民居善陶如其酒盞爐貝之類雖深
草羊田之甄家亦不及府君每歲獻之東武々と見えあり本
坊坂東寺密衆院ハ西向なり此外ハ隣正院淨戒院普明院
龍花院淨滿院寶友坊日光坊千如坊雙照坊多聞院皆清僧
なりされども絶て傳りぬぐ多し熊野村産土器杯あり
上品をぬ曇りとソカ
又旧記ハ七社と云事の見えあるを惣て此寺を延暦寺ハ
准つゝる分故なりされども六卷の終ハ奉り七社神社
と云物とハ別なりゆふべり

○廣福寺

坂東寺旧記ハ坊地七十四ヶ所云云坂東寺廣福寺五十二
ヶ所云云とあり此寺も今ハ絶て傳りぬ今按ずるハ御
井郡北野天満宮旧記ハ廣福寺免とありハ此寺事なりと
ありぬみや同旧記南灰塚觀音免之事云云ともあり
○安福寺
坂東寺旧記ハ注進筑後國廣川庄鎮主社云云坊地七十四
ヶ所神宮寺安福寺二十ヶ所とあり安福寺も今ハ傳りぬ
と

○天福寺

鎮西禪師繪詞傳八卷ハ筑後國上妻郡川崎庄内馬場村

寺あり天福寺と号をそのかゝる禪師幽居の處なり四條院
天福年中禪師の弘道盛なりして一寺とあり寺中より古松二
株あり入滅の時枝葉ごとくく善導寺の方よりなびく禪師
滅後三百年より忽然として孤竹を生じ程なく茂る故より竹
林院と号を大殿の本尊ハ禪師の真跡にて御丈壹尺五寸
像のありまゝ佛なり永亨嘉吉比本坊子院六區兵火よりかく
りし時本尊ハ近里より遁賜ふられとも其後盜賊の多めよ
失賜つりいくなると故より同郡蒲原の農夫の道心者一運
是を迎へて數年の間供養す寶曆十三年より至て帰座し賜
ふられとも地福寺の本堂佛をすゑ奉て現在し給へむ帰

来より給へるハ別室を造て置とあり繪詞傳より天福寺の北境より清流あり
又こやの河より然師傳法の時より河の水は俗して
牙師を清め賜つりとしてエリバと云ふ所今よりあり荒後
志三卷尔天福寺ハ上専郡馬場村に在り紫雲山と号を天
福年中聖光上人の同基なり今其地境僅に残り寺中聖
光の墳墓なり門前より古松あり紫雲松と云

○地福寺

鎮西禪師繪詞傳八卷より地福寺ハ聖武天皇の御時行基當
国川崎庄より七寺を建立し賜ふ其随一なり大福寺正福寺
東福寺西福寺南福寺天福寺地福寺是なり然師来よりて
禪師を拜し賜ふ時當寺より偶居し給ふ今ハ然師の石塔の

之残まり此由緒に依て川の佛を天福寺に移せりと云と
 ありさて筑後志三卷に地福寺古趾上妻郡馬場村にあり
 今正に廢して農家の地とす其地は記主禪師の塔塚あ
 り往年奥州外濱の沙門愚鈍記主の旧繼ありに依て建立
 せ傳云往昔馬場村に七福寺と稱する寺院あり云云今天
 福寺の地境の僅に残りて其他ハ皆廢寺と成まりと見
 えあり

 今村家記と云物に蒲池鎮瀆肥前国佐嘉にて討ま
 給へる後鎮瀆の室せん方無て塩塚九京を頼にて
 塩塚城に忍居あり九京ハ宗雪公の舎弟駿河守の子な
 るを塩塚石見養子とせり元より蒲池の旗下なり彼處
 又鹽居しけを隆信聞付て田尻島解由兵工に命じて
 是を討取しむ九京一家或ハさへ或ハ手を負ひ或ハ
 討死せり其時鑄室に付係ひたり中山新助と云者長刀に
 八人を切伏せ其外ありの人は手を負せて討死せり

此時田尻島解由に討まりて塩塚城より南に塚と云
 處あり其處又て上臈上下百八人自害せりそこを寺と建
 て地福寺とせりありの地福寺
 又由あり名にありぬや

○谷川寺

筑後志下卷に上妻郡谷川村午頭山谷川寺聖武帝御宇神
 龜五年戊辰創造行基法師為導師安置藥師佛寺門二王則
 行基刀削也建久五年甲寅右大將賴朝公再掬原為目代熊
 野別當恩増為幹事其上棟銘刻存于今在金剛勝寺中古為
 金剛勝寺末寺とあり

○光明寺

筑後志三卷に光明寺ハ上妻郡福島所にあり若泰山無量

壽院と号す天平年中上妻郡酒井田村に於て増行基の園
墓より四百八十年を経て後建保年間鎮西禪師再興の時
浄土宗に歸す往古の末院同郡天福寺地福寺田湍寺塔頭
の子院都て六坊今悉く廢せり田中吉政福島城を築く時
當寺を今地に移して寺田七町其餘修理田を寄附寸本尊
阿弥陀觀世音執至共に行基の作なり本朝二十五三昧の
其一なりとあり鎮西禪師繪詞傳より崎庄福島若泰山光
明寺無量壽院云云日城二十五三昧の隨
一乃りと云傳ふ本尊上品の阿弥陀一尺二三寸三分服士
の二菩薩坐像七寸三分共菩薩の彫刻なり禪師當院に
て念佛を興行し賜して御自画の影像
を殘し置るとあり

○前山

景行天皇紀に到八女縣則越前山とあり前山ハ万敬也万
と訓べし各義いさゞ詳なり代さて書紀通證に前山云云

鏡山氏云今云御前嶽類聚國史作藤山在御井郡とあり師説

御井郡藤山村とリ小ウあれど此所として南望栗岬と
あり又叶ハズれを藤ハ前を誤るなるべしといふはしな
る 茨氏云書紀に八女縣とあり地ハ今考ふるに上妻郡東

南地を云前山豊後國津江庄柚木村なり田代岳を云なり
柚木村と上妻郡北失部村と相接る二村も又相交り類

聚國史藤山事ハ筑後志にも疑へり田代岳筑後豊後兩國
絶嶺なり天皇此嶺より黒崎を見たりせしなりと云

地鑑中卷に生葉郡小塩村高井嶽豊後堀此城東豊後小塩
西筑後小塩也大友氏筑後年號之出城也帶令日田郡士在

番天正十四年秋月車勢馳来而竟落城翌年大同癸酉平治
云云と云事見えぬなり此小墟高井嶽前山のつゞきなり
筑後志一危尔御前嶽ハ上尊郡北矢部村にあり山勢高峻
衆嶽は甲として管内高山かつて此山は比すべき物なり
山足北矢部村、上御側各より山頂に至りて行程五十余町其
上御一経もなく行路難思ふべし登臨人此際より杖つゝ
事ありは麓より携へつゝ杖皆あり、日捨て堆をなす故
は俚俗捨坂と云漸九級けづりに至る草木生せし土脆
くして真砂の如くなりして只石南花の多し生るる蓋山
勢甚高くして稍冷際子近きが故なり石南花を攀て匍匐
つゝ頂上は八九尺許平坦有て小祠多て了祭神ハ津江権

現或木花咲耶姫を祭ると云毎年四月に祭礼を行ふ山嶺
より四方を見きむ接側地は又一階山村より山腰を登る
事数百歩にして漸七八級に至る此は蕨篠茅寮猪鹿道續
諸峰直下は莅臨して云々とあり

○磐井墓

釋日本紀十三卷に筑後國風土記曰上妻縣南二里有筑
紫居磐井之墓墳高七丈周六丈墓田南北各六十大
誤る東西各卅丈石人石角各六十枚交陣成行周匝四面當
東北角有一別區号曰衛頭衛頭致政飲所也其中有一石人假容立
地号曰解部前有一人髀形伏地号曰偷人生為偷猪仍樹决羅側有石

猪四頭号賊物物也 盜 彼處亦有石馬三尺石殿三間石藏二

間 古老傳云當雄大迹天皇之世筑紫君磐井豪強暴虐不優

皇風生平之時豫造此墓俄而官軍動發欲襲之間知勢不勝

獨自遁于豊前國上膳縣終于南山峻嶺之曲於是官軍追尋

失蹤士怒未池擊折石人之手打墮石馬之頭古老傳云上孝

縣多有篤疾蓋由茲歟とあり磐井ハ伊波為也訓心して

書紀通證磐井 子谷川士清云按圖寬延中圖考在一條村南

嶺山中石殿今猶全存石人僅遺其一為左右髻蓋古之俗也

古事記傳尔磐井墓事を云件子書紀竟寧奇ハ阿羅賀比羽

奈當とよめり下、此風土記は追尋失蹤とあり又のり一

又玉うつハ磐井墓、件ハ風土記ハ周大夫とありハ高き

叶ハふれハ六上ハ北今磐井字の有りむハ落ふるなり

かて此磐井造置あり墓の構ハ今世も幾どて現

亦有し又て近き程共回を志考を此そへるを

し又實又風土記ハ志るせり如くハ有るハとぞお

る抑石の限してかむゆいりやハ大なる構をとのせ

む事今世の國持大名などのカいともやそくハ出

思ひ計られてけしハあハりけんハハ又ハあり人の

考へありて云上事即一條村の十町ハり南、方ハ長峯山

中ハ僅又石人一のりてあり又それハ十間許東方ハ

石屋の形あり是ハ風土記ハハ石藏ハハ此石屋ハ

ハ入らハ七尺五寸横三尺五寸高ハ二尺八寸棟、高一尺三

四才口廣一尺三才余あり石人ハ地上より高ハ六尺あり

といつりなり其因ハ有て彼石人の下、方の莖 筑後志三卷

の如くなり石一ハ因ハ見之あり 且磐井古墳云云今按ハり 一條村山林但俗人形の中ハ

福島城を管築の所彼石人石馬石楮を倒して石罫の料と
し之を云へり惜むべし其形容彫刻絶異地上より六尺計殆
介者子類も思ふ所彼石人ハ異邦子所謂翁仲是也水経の
註子鄗南千秋亭壇廟有西石翁仲とあり本朝は於てと大
和国高市郡平田邑槽隈坂合之陵欽明天皇傍に翁仲二軀あり
蓋貴族の墳墓に翁仲を置くらと古の礼にして和漢同一
なり柳園随筆に磐井墓形今見るに大和國に有陵の兒に
聊も異なる事なし其大床の上と思しきハ丸く廣大とし
て夫より一丈許も低くして長く西南よりさし出するハ地
道にて尤傳は見えある礎なる云物なり其長さ三十間も

あるべし其尾より上る道あり其岡を行盡せば正中コシナカに石
石人多て其傍に石人の崩ふるを多く積り石人の後ハ
即彼丸く高き塚なり是を傍より登りて見きを東南の隅
に井の如く穿ある處あり下事一丈許にして西南に向て
石藏立て其負甚古雅なり軒はも獅子頭の如くなる物を
彫て口ハ今世は獅形なり云物の如し其西南の地中ハ大
床ある處なるべし廻り池なるを思ふと思はざる物ハなし
暇有む人ハ必行て見るべき處なりとあり地盤を考ふるに
上事即ち一條
村と云ハ見え一重村と云ハあり是を云くこと知徳村
と一條和泉守と云人の在城志よりし由を託せり是々の
一條村より出ぬる姓なり重ては考ふべし追考志は一
條和泉守ハ天正年中上事即知徳村人姓氏未詳とあり

○葛野驛

延喜式亦筑後國葛野驛五足之あり。葛野ハ加行能と訓べ

し。倭名抄五卷ハ山城國葛野加止乃多也見之有り。名義いふ考ハ此此驛

ハ同書又上妻傳馬とあると同處なるべし。倭名抄又上妻

郡葛野あり今此郡ハして葛野と云地名ハ物も見之ハ

強て案ずるハ筑後地鑑中卷ハ從筑前境本御至肥後境四

ノ村凡十里有余此路北來自豐前小倉南至于薩州房津本

朝開關己来大路也故存子カ道古昔自羽犬塚驛亭渡長田川過本

吉邑至原野町驛邸とある羽犬塚中辺地又てもあり卷也

又上妻郡羽犬塚村あり

○太田御

倭名抄亦上妻郡太田御あり。太田ハ於保多と訓べし。信濃

内郡大田其保多名義ハ師の説亦大田ハ即田部を置きて

る地なるべし。三宅ハ其田部の耕ふる田租を藏處を云

とあり。旧事本紀又豐門入彦命大田別祖根鳥皇子

て筑後地鑑中卷又上妻郡大田村あり

○三宅御

倭名抄又上妻郡三宅御あり。三宅ハ美也。和

下郡三宅美也。名義ハ此倉を置きてる處なるべし。師説又引

か如し。宣化天皇紀ハ筑紫肥後三國、此倉を筑前國那

さて筑後志に上妻郡三宅郷廢きて今ハなすしとあり

○葛野郷

倭名抄に上妻郡葛野郷あり此郷も今ハ詳なす今氏云

即門上村あり是ハ是ハありぬるといひしりど彼郡ハ古の官道の筋とも聞えむれを彼郡の郷名のうは混

入志すもめともたも

○桑原郷

倭名抄に上妻郡桑原郷あり桑原ハ久波々良と訓べし大隅

國桑原ハ久波良なり名義いよ桑原姓の住諸國に多き地名なり

桑を植生しぬ筑後志に上妻郡桑原郷今ハ廢きてなす

○矢部

東鑑に五卷に矢部源次郎同書三十六卷に筑後國御家人

矢部十郎直澄云云同書五十卷に矢部次郎太郎なりあり矢部ハ也倍と

訓べし名義ハ師説に八女縣則今矢部村の池なりとあり

さて豊後國弘安田帳に玖珠郡古後郷平井名内石神六

町六段大地頭職矢部源次郎太郎入道法名天正六年三月

書寫筑後領主付に五條七郎右衛門居城矢部栗原とあり

又五條家記略に五條筑後守清原良氏其先五條少納言

清原頼元正平年中供奉征西將軍宮下向九州被賜金烏之

御旗住豊後國玖珠郡領當國川崎庄矢部大淵等其子九馬

頭良遠相續成上妻郡矢部高屋城主良遠十一代孫五條九

馬頭鎮定屬秀吉公、幕下守高屋城。其後於肥後國没。其子五
條統康、幼名号千壽。廣呂与父共行。肥後國号矢部七郎龙衛。
其子七郎龙卫、門長安屬肥後守清正。清正没後、再帰任上
妻即大岡村子孫相續。客仕立花家、復五條氏とあり。一、筑後志
各字山ハ上妻郡矢部村子あり。山勢高峻、稠林茂密なり。今
按ずると此地ハ矢部村名の因て起る所なり。本此地ハ
矢部山と称せしや。老農の説ニ、矢部川の上流ニ名字開
の名あり。其地大岡村子屬也。謂、古名を大岡と号す。則大岡
村、各の因て起る處なり。故各字開と稱せしや。然も此
地の山、各矢部山と号するも亦據あり。又似ありとあり。志
純筆記ニ、上妻郡北矢部村殊勝名善正寺、境内より古石塔
を堀出せり。皆折損して、法名を覚知せざるが多し。其内ニ
一、八前武州大守桐岳宗相禪定門墓とあり。又津江御大野村老
松宮、境内子津江山城守、其外一族男女七十五人の木像を
一宇、堂子安置せり。身長大、鉢四五尺許あり。後背ニ津江

山城守天正七年とあり。豊西記ニ、日田任人津江山城守鑑
盛大女の身方ちるが薩勢と戦て最後の時、子煎て好め
る。横笛を取出て吹奏するに、敵も感歎し多し。趣見えて、其比
各高き笛の上手なりし由なり。と語りしなりとあり。さて
或記ニ、上妻郡北河内村下横山、各之内裏、御一樹あり。其
大ニ、數圍あり。高ニ三丈許あり。して、其皮ハ杉櫓ニ似て、薄く
其板ハ繁茂して、葉ハ板子付て生ず。冬ニ下ニ洞を車なりし
土人、此樹ニ奇香ありと云ふ。依て、領主是を試み、賜ふ。又其
壳カク、毛しく、其理實なり。して、其色赤く、赤檀ニ似多し。領主
是を賞して、臣下ニ分ち与へ、賜ふ。僧徒或ハ、此木を以て佛
像を造り、さて、此木、遂ニ太上天皇の天覽、又入る。天皇厚く、
此樹を賞し、賜ひて、香遠木と云名を賜へり。香遠といふ事、
ハ、新和撰和奇集、又年々、
けき、光り遠く、ささく、
あり。此事故有て、年月を記さば、さて、此樹ハ上妻郡北河内
下藤木、各子あり。又平野子あり。といふ。

○黒木城

黒木家文書ニ、筑後國黒木城凶徒誅伐事、虜于上野、龙馬助

之手可致軍忠之如件建武三年三月八日荒木弥六殿花押
 とあり黒木ハ又呂岐と訓むべし名義詳なり當国地名
本マと云も同 天正六年三月書写筑後國領主付子黒木兵
 庫頭居城猫尾云云六百四十六町七段黒木兵庫家實筑後
 地鑑上卷尔上妻郡黒木庄木屋村猫尾城大藏大輔助能之
 居城也常居之館在城山麓曰陣之内子孫累代任之文治二
 年春勤大番在京於禁裏管絃之時助能奉勅奏笛依之樂調
 故獻感之餘賜宮女小侍從元調姓婦國助能有二子嫡名川
 崎三郎定宗母島津忠宗女也庶名黒木四郎定善母小侍從
 定善十五代為猫尾城主無恙食采地者千余町十六兵庫頭

調家永云云 家永ハ天正領主付又古本九州軍記ニ家實と
 の官女として阿波局と云父ハ八幡按田中法印光清母ハ
 建春門院小大進局なり相傳云黒木猫尾城主源助能文治
 年中京都に在觀する事三年助能兼て笛曲の堪能なり一
 日御遊に召さきて笛をふく甚獻感有て宮女侍從を賜ひ
 て是を賞し賜ふ時ハ後徳大寺實定御被侍從子私通して
 子をうま賜へるが其罪の顯く人受を恐きてひそかに
 物加假藏人を召て事を謀ふ先助能が侍從日配するを幸
 として其子を助能に託して養子なりし由賜ふ此時歳と
 笛とを元せて賜へるが其子成長して黒木四郎定善と号
 し姓を調と改む蓋徳大寺の苗流なりが故なり助能が妻
 其夫の新妾を具し刺へ児を携へて歸る事を聞て嫉恨の
 多へず侍女二人を従へて身を深障に投じて死す其屍の
 所を尋り處ハ小丘を築き祠廟を立て是を祭る其所を
 築地と稱し廟を築地御前と号し高野山に建立して講坊と号し此坊
 狛犬を侍女一院を紀州高野山に建立して講坊と号し此坊
 中ニ侍從ガ上、衣一襲を存して秘宝とすと云又立花家、旧
 臣黒木、嫡流大兵衛ガ家ニ侍從ガ助能ハ附屬せし觀世の

本像今猶あは彼葉地御前祭礼、日六兵衛の家より膳脂
益一個紅蛇中一幅草履一双を寄附するを古例とせし人
傳説は助能が妻沈没の後其怨恨崇をなす往來の人を悩
み以助能宗師にて拜受せし愈を彼瀬に沈め罵て其崇を
鎮む今黒木村愈潭と称す所是なり其時の笛ハ六兵衛
の家子傳ハ云く延宝八年十二月火災よりて七ひぬ
こ一説は助能御遊召きて笛となく其音調律ハ適小致
又調姓賜ハ多と云ハ誤なりと云と見えあり今星野系
図を考ハるは助能男廿四人あり母ハ長子川崎三郎貞宗
のこを島津家女の腹より星野胤實次女子次黒木定善三
人を侍從腹とすさて星野胤實を實定卿の落胤とて筑後
と云何きり正しかくむ今定ぬかす
志ニ危尔猫尾城趾ハ上妻郡北木屋村もあり云云助能本
國薩州の産なり勅命は依て文治年中此を築て移住む芽
一城縦三十間横十五間あり芽二城ハ方十五間ありして西
面東背の山なり

○妙福寺城

荒木家文書に筑後國上妻妙福寺城警固之事任被仰下之
旨荒木六郎入通女子代弥六家有令勤仕候畢以此旨可有
御披露候恐惶謹康永四年四月廿一日進上御奉行所藤原
家有おくは養花押とあり妙福寺城事いさぶ考へず
丁のうくの細住より小へき事とせしを今もみ書つ
く久留米人のかけり志純筆記と云ふのみ上妻郡鹿子尾
村の茶ハそのこの靈岩寺の同祖瑞石和尚入時の時茶及漆
の種を携來て此地に植られり其實を實性とり小姓を
りし實を結ぶ事甚すれなりさてありより出に各産の
ち又初花といふ茶あり天明元年より三十年をわたり昔
鹿子尾村の各産の煎茶よりひき初花の両種を乞本たる夏
ありし此と此の種いさぶきよかよもに只杜鵑とり小
茶上妻郡柳川領大圃村山中依陀羅と云ふにて製せり此
時鹿子尾村庄屋の家にて製しある茶の上品を當と各作

て送リル其後所々あり鶯をふふに依て此茶名産とな
る寛政九年春に至てあり霞といふ茶を製初めりてとあ
るありの茶今ハ諸國より入唐の時茶の種を持来りて
筑前香振山よりえそめりて山城國よりえりてと
いふあり類のながれりて筑紫國ありてこより茶を
べし

○下妻郡

延喜式曰筑後國下妻郡あり下妻ハ志毛都万と訓むべし
名義ハ上妻郡 して東鑑十二卷尔建久三年八月下妻四郎
件子いへり 弘鞆 号悪 同書三十七卷子寛元四年七月十一日入道大納
言家御歸洛今曉令進登給供奉人云云下妻四郎長政管崎
官寄附状子去六日於多々良濱遂一戦与中被盡粉肯忠功

下妻四郎長政
人子

至奇特侯仍筑後下妻郡之地被免行卑聊於神前可勵天下
安寧之懇祈之狀如件建武三年三月十一日管崎大宮司殿
源朝臣判椽谷系図云云此一代稻毛六年長範應安六年
生筑後自知少仕將軍宮有數度軍功云云給筑後國下妻郡
筑後地鑑下卷子下妻郡吉岡村館所吉岡加賀守栢籠防戦
本御村城檀大炊助據之備守而禦敵軍中牟田村館大友頼
下齊藤三河守都地民部少輔以隔番防守之逐敵軍者數度
上妻郡一条村文書曰當郡富永卿之内金武三十六町方之
事被免行都地尼馬助託任御判之者嚴重可被相渡由依仰
執達如件天文三年六月三日志广郡代許丹後守花押和泉
守友卫門大夫大和守中三階郡田口村之内貳拾五石同
郡青木村江上村之内貳十五石合五十五石令杖助軍全可領
知者七慶長四年十二月九日都地孫六殿親成花押とあり

此外二通あり都地三階郡大藪村構廓營大木村末吉黨堅
氏今民間におり多し三階郡大藪村廓營大木村末吉黨堅
備守木室村城木室又兵衛為陣營而預防敵福間村館隈右
京亮高三階式部蒲池一族杉左近大夫構陣營而預防之
とあり限氏軍ハ三階郡在宮郡大様ハ倭名抄ニ下妻郡新
神宮件ニ委クイハリ居鹿行村部已上三筑後地鑑中卷子下妻郡北筑領貳拾五
箇村筑後地鑑ニ下妻郡貳十五村久島原中牟田中新地折
地馬間田下妻今寺富安下牟田古島中島北島水田志村尾
島北牟田井上常用野町溝口大馬場長田新溝鶴田久患本
御芳司吉岡小田山中坂田長田禪院山口高一万五千六百
壹石同書下卷尔下妻郡南筑領八ヶ村山口高五千九百拾

石三斗とあり方位ハ東北すべて上妻郡南方ハ山門郡西
方ハ山門三階西郡ニ隣りて郡中ニ山々田地廣シ南筑
肥前下妻郡吉岡城天正十一年吉岡加賀守為山下城加勢防
肥前敵居之とあり三階郡荒木家文書ニ筑後國荒木村富
永名本知行方内賣残之田島屋敷等事為庶子分知行不可
省相違但對當方不快事出未候時者可致改沙汰之状如件
康曆元年閏四月廿八日吉岡將監入道殿頼貞花押しあり
是加賀守分祖存るべしさて筑後地鑑上卷子下妻郡尾島
町筑肥往還往大路有松原田日市塚傳聞昔年壽永乱平氏
一族於長州壇浦被慶親殘黨奔走而到此地被斬首者不知
數故以其骸骨埋同穴高墓者五六箇其側有一丘墓号淺山
小次郎塚其辭世曰武士乃命予賣也市塚立初志与利加片
止思倍彼在故老口碑不失于今頃延宝年中近邑尾島村里
民間此處欲構市廛為往還旅邸之取路言于官乞即司為町
者百余家矣此時祭古塚出甲曹刀鏃許多雖歷五百歳昔視
之如今而衆皆涙落然とありさて下妻郡水田村ニ土師あ
ありて羊田土鍋として各産を出すものごとくく地鑑
子見之なり

立花飛驒守寄進于今附来候右水田天満宮者依當社之末

社從率府支配仕来候已上とあり。初子引る古文書よりあり

て右の外に安樂寺領筑後國水田庄内下年田村預所職事任

先度之下知被致知行有限寺役是御年貢已下雜物并任先

例無懈怠被致其勤永代相傳知行不可替之由依領家之仰

執達如件永徳元年五月廿七日謹上大鳥居龜松殿筑前前

司友吉子率府安樂寺天満宮大鳥居職是筑後國水田當

知行所領等事任本家補任信顯法印領掌不可有相違也全

神候無懈怠可令勤仕之狀如件文安五年辰年十一月念五

日大鳥居殿藤原朝臣為邦子度々以便風庭書狀候定體

任賢覽候敏九州追日寧靜之由兼候以日出候從天神冥鑿

侯欣珍重云云柳筑後國北水田庄三方南島北島福島事近

年依半濟南城北御神事退轉冥顯數存候且雖不肖將軍家

文道御師範候之間考被嚴密御沙汰一田御教書被成進

侯任御教書之首不日一田被沙汰居候據可符御意南島福

島事池畔信豪信會跡安五九等近年押留土貢無沙汰候然

先北島事如元甲付被考候一田事嚴密御下知者定神感揭

馬侯欣若北島事被筆無沙汰事候者可申付他人候其子細

日啓候事々期後信候思々謹言六月十八日今河殿長衛花

押下三瀨郡之内一所七拾六町青木庄下事郡之内一所

四拾九町下事村山門郡之内一所拾二町飯得飯尾村同郡

之内一所大段宝園村下事郡之内一所參町長田廣尾同郡

之内一所四拾三町上下水田居屋敷以上右前全御知行所

要候天正十五年十月十三日統虎花押分あり長崎とあり

る八管察長者ありて文書ハ古くあり水田社内事

ハ古くハ見元水田ハ安樂寺領あり分日後又老松宮祭

了心し筑後地鑑上卷又下事郡水田村天原山天満宮後堀

河帝嘉養元年丙戌菅原長者大藏卿承勅建立始称老松宮

先代田中公時依為太率府一列改天満宮寄供田千石于今

為御免地社主大鳥居氏世与太率府俱所兼守也每歳九月

十九日行祭礼神樂御幸之後有馬場通流鐺此時西駿馬自

公廨出社領内置光運寺為祈願所真乘血寺為菩提所安世

靈靈牌禪徒住之皆月願彙粟加旃每月九五日為天下國家
 祈禱有連歌之會夏中尚不怠。筑後志二卷下東郡水田天滿
 宮云云每歲六月廿四日、夜に笠箸連歌を興行せ傳云參詣
 僧俗列座の礼儀に拘るるす、篋笠をも脱り末して口々
 句をつく是に依て笠箸の名ありると見えり。此社ハ南
 面を以て神殿拜殿回廊樓門鐘樓等あり石鳥居二の内に
 ハ田中吉政の寄附なり。慶長二年ハ見え多しと
 其外ハ詳クならず 詣る右に
 神樂殿本寺堂あり社務ハ太宰府延壽王院なり官司東北
 院光運院清僧智光寺清僧永福院松林寺以上七坊ある内
 三坊ハ妻帯なり社家ハ本村式部池上主水本田但馬田中

加賀すべて四軒那川九平地なり此に社迎ハ聊高し正月
 九五日二月廿五日六月廿四日連歌七月廿五日九月十九
 日大祭なり。鳥居前ハ柳川より福島に通ふ道筋なり此に
 是石垣なり皆丸き石なりりりり六七寸より一尺余り
 いりり石のよて造まらなり
 ○八幡社
 南筑明覽下東郡本郷村權五郎ハ幡宮相傳曰鎌倉權五
 郎景政靈也神跡著甲冑佩太刀持弓矢片服而騎馬也不知
 何故祭此所哉昔時景政所縁人領此所祭之乎可考六段三
 取芳司
 村廣田甲斐あり是ハ鎌倉の景政社を勧請しありなり
 受持なり
 心神社考五卷に景政祠權五郎景政社ハ相州鎌倉菅原
 源義家熱真州之役矢中景政九眼不拔矢七日逆射殺

其完今世慈目疾者祈此社
有效云とあり

○建仁寺

建仁寺、制札子、禁制右軍勢甲乙、濫妨狼藉竹木採用之事、堅
令停止畢、若於違犯之族者可處嚴科者也、仍執達如件、天正
十二^甲年九月八日、主膳入道紹運判、丹後入道道雪判、とあり
已、さて南苑明覽子下妻郡禪院村禪院山建仁寺云云、建仁
元年草創也、同山葉上僧正其後自鎮雄僧正文祿年中迄密
灌之法行之、旧記寺宝有、故而被取于肥前、今亡云、僧雪舟暫
居于此寺、有十六羅漢畫像雪舟画也、又自作道雪公紹雲公
黒木誅伐之後詣于此、所制札相傳曰、紹運公筆跡也、為青蓮

院末山寺領三十石とあり

○九品寺

南苑明覽子下妻郡本御村万壽山九品寺、八陽東福寺、派下
而聖一國師、法嗣豊石和尚草創也、願主本御本阿入道建立
也、今為天叟寺、末寺とあり、三緒郡江上子も九品寺あり

○妙光寺

筑後地鑑上卷子下妻郡妙光寺、在溝口村五山派、禪窟也、雖
有一段六畝之御免地、無堂舎亦無住侶、或時且過之僧雖往
之不能終三年而寺林、於宅殆及荒蕪矣とあり

○福王寺

筑後志三卷尔福王寺下妻郡溝口村あり長壽山と号す

開基草創旧記中世兵火より焼て亡びり溝口村福王寺の古碑は

延水善根于時天正十年午戌口妙本尊釈迦多宝の像大僧

都究竟日清武州より携来て安置せり代々法華宗の徒是

を守り中世稍く破壊され及びりるは文禄年中越前の僧日

源采ありて寺を再興し又紙を漉く法を教へて國用を足

す於是尤近持監親成公寺田九段八畝十八歩を寄附せり

るといへども皆乱世に没倒せり是筑後にて紙を割す

る事の始なり同書二卷は溝口祈禱院の西邑其外山中所

類尤多し色紙切紙山楮紙小羊切紙小規矩等是なり此

一種透紙あり溝口村にて製す紙上は類品の画紋あり

速徹して是奇なり多くは唐紙障子方燈等を張るに用ふ

○ 新居御

倭名抄に下妻郡新居御あり新居ハ尔比井と訓べし新居

名抄は多く見ゆる御名なり名義ハ新に同じき處は人

居を造るるなどして負せぬるべし此御名今ハ絶て傳へ

らす

○ 鹿待御

和名抄に下妻郡鹿待ハ加万知と訓べし名義詳なきは不

強いていふ侍人の鹿を待たして或説は鹿待ハ三階郡浦

池なりと云ふハ下妻郡坂より今蒲池まで
 二三十町許也隔ありふれど古ハ下妻郡内なりしり又ハ
 三階郡御名下妻郡内子混入しあるよても有べし蒲池也西に在
 海迎子さて蒲池系因子蒲池氏者宇都宮朝綱之後裔也蒲
 池鎮並八世之祖父則始貞立蒲池家於下筑後領七千町親
 族外戚充満于國中云云蒲池參河守久則其子蒲池壹岐守
 義久義久子蒲池右馬大夫繁久犬塚刑部大捕家久城島八
 郎親房酒見彈正左衛門久種己上四繁久子蒲池兵庫頭親
 久其子蒲池筑後守治久安武右亮親則己上二治久子蒲池
 近江守鑑久蒲池和泉守親廣己上二親廣子蒲池志广守恪

名麟久居上妻郡山下城領八十町其子蒲池兵庫頭鎮運蒲
 池掃部允鎮行己上鑑久子蒲池武藏守鑑盛入道宗雪法名
 領一万町天正六年十一月十二日於日向國耳川戰死其子
 蒲池民部大輔鑑連法名天正八年於肥前肥前与賀龍造隆信殺
 之以上蒲池家八代鑑連子宗虎丸天正九年於塩塚戰死三十
 歲鑑連弟蒲池駿河統安其子宗真房彦山也坊家鎮印口口鑑盛庶子
 蒲池馬大夫鎮久鑑盛之長子也依為落胤鎮久子貞久不継家系子鎮連同死屬龍
 造寺家晴とあり其初久則蒲池子任せしより蒲池を号と
 せしなり蒲池家軍八一卷又五卷
 引出て云也

○村部御

倭名抄子下妻郡村部御あり。村部ハ牟羅倍ト訓むべし。
各義考へりし。御地今ハ詳なり。

○溝口

荒木氏、文書ル筑後回御家人荒木六郎入道宗成女子代子
息弥六藤原有家申軍忠、夏今月元三日平津肥前守溝口太
郎入道以下凶徒打出筑後長田河原侯間屬于大将佐竹次
郎殿 抽軍侯以此旨可有御被露候恐惶謹言建武四年八
月廿五日藤原家有とあり。太平記三十三卷 延文三年七月
筑後大原合戦
子溝口丹後守。圖書編五十卷 日本
肥前州 肥前州逆坐骨知ると
あり。 肥前とありハ誤り事
復津件ヲ云るガ如し 筑後志三卷ニ溝口館跡ハ下

妻郡溝口村ニあり大永年中溝口刑部ガ居處なり刑部ハ

少貳の末裔なりとあり。 生葉郡ニ溝口村ありとも
是ハ也又知らぬ處なり 又南

筑明覽子下妻郡小田城明應文龜比溝口常陸人同帯刀守

之又云小田薬師堂永正中領主溝口薩广守草創ニ云と也

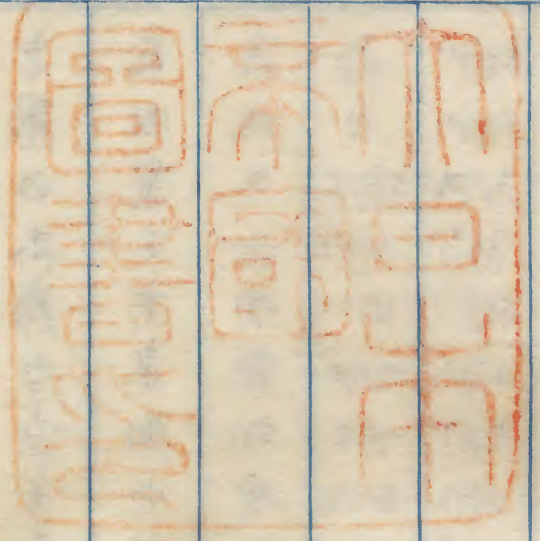
あり 早川一照云筑後領主付曰溝口常陸人下妻郡小田居
領五百町一本ニ小田を溝口ニ作る今按ずると小田

ハ山城なり山下ニ溝口あり村中ニ
館跡あり故ニ志クハ小田

○光明寺

筑後地鑑上尾子敷空山光明寺在。今寺村安置千手観音真
言宗、古跡也。小松内大臣平重盛建立寺物宝器無存者今為
魚縁之地坊舎悉成野民之居宅唯大般若經一部残而存于

今而已惜哉とあり



太宰管内志 抗後之七

